一般名処方加算とは

一般的名称による処方箋を交付した場合に限り算定できるものであり、医師が個別に銘別にこだわらずに処方を行っていることを評価した点数となります。

一般名処方加算1は、後発医薬品のある全ての医薬品が一般名処方されている

場合に算定でき、一般名処方加算2は１品目でも一般名処方されているものが

含まれている場合に算定します。